

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-01-02

事業名	技能士会連合会事業の指導、援助	事業番号	02	課係名	雇用労政課 能力開発班	係番号	01
-----	-----------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 技能士会連合会及び各種技能士会。</p> <p>(2) 現状 若者の技能離れが進む中、産業を担う技能労働者を確保・育成していく必要がある。</p> <p>(3) 方法 技能士会連合会の増加を促進し、技能士会連合会の活動の活発化を図る。</p> <p>(4) 目標 公共的業務の遂行を通じて郷土産業経済の発展に貢献するとともに、技能士の経済的及び社会的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の必要性 若者の技能離れが進む中、産業を担う技能労働者を確保・育成していく必要があることから、技能検定制度を推進し、技能士を育成するとともに、技能士の組織化により効果的に技能の継承、発展を図ることが必要である。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和61年，終期：平成18年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 技能士検定は厚生労働大臣が実施計画を定め、知事はその計画に従い、試験の実施その他技能検定に関する業務で政令で定めるものを行うことになっている。この技能検定制度による技能士を組織化し、技能の効果的継承・発展を図るとともに、産業を担う技能労働者を確保するため、当初は県が組織化を推進してきたものである。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.10	0.10	0.10	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.00												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 總會等指導</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 年2回程度 連合会会員数 16団体</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 昭和61年から始まった事業で、ある程度の実績があがった。今後は「技能検定制度の推進事業」に統合し、技能士を増加させることにより、技能士連合会の会員の増加を図る。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 連合会会員数の増加による技能士の技能及び地位の向上</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 各種技能士会の結成を促し、技能士会連合会の会員数が増加したことにより、職業能力開発促進等技能士会連合会事業の活発化が図られ、技能士の活動が県民に紹介ができて技能士の社会的地位の向上が図られた。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 技能士が増加することにより技能士の社会的認知度が高まり、未結成の各種技能士会の結成が促されるとともに、技能士連合会の会員数の増加を促進し、活動の活性化を図り、技能士の社会的地位の向上が図られる。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 能力開発班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 能力開発班	
課番号	062209	係番号	01	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-01-02				
事務事業名	技能士会連合会事業の指導、援助				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	040404	計画名	職業安定計画		
			政策目標	職業能力の開発と人材育成		
			施策	職業能力評価の拡充と技能振興		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	総会等指導					
成果指標名又は成果の内容(A')	連合会会員数の増加による技能士の技能及び地位の向上					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	団体	16.00	16.00	16.00		20.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	
	人件費E	663	644	644	642	
	合計C+E=F	663	644	644	642	

指標は、沖縄県技能士連合会に入会している団体

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	技能検定実施の協力や技能労働者に対する技術的指導の他、沖縄県職業能力開発促進展（沖縄の産業まつり会場内）やものづくり体験教室の開催等、一般県民も対象とした事業も展開しており、県民に対する技能尊重気運の醸成が図られた。
(2) 県民ニーズの動向 判定 C	
(判定内容) C: 減少傾向	
判定根拠	ものづくり体験教室実施先（小・中・高校対象）の拡大、沖縄県職業能力開発促進展の実施等、県民への貢献度は低くないが、連合会へ加入する技能士会の数は減少傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県においても、本県と同様の事業（ものづくり体験学習、技能祭）を開催している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 C
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) C. 現在、官が実施しているが、民営化が可能である。		
判定 根拠	沖縄県技能士会連合会は県が認可した団体であり、当初は技能士の社会的地位の向上を図るために県が組織化を推進し、指導してきたが、各技能士会を会員とする連合会も設立から20年近く経ち、自主的な活動が可能となった。連合会への県の関与は最小限にすることが適当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	市町村、国には直接連合会を指導・監督・助成する義務はない。	
4. 民間委託の可能性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	当該事業は予算措置を伴わず、民間に委託する性質のものではない。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定 根拠	当該事業は開始後20年近く経ち、当初目的である「技能士の組織化」はある程度の実績があがっている。組織の拡大・発展は連合会の自助努力による時期にきており、「技能検定制度の推進事業」と一体として、下部会員である技能士の増加と、技能士の社会的地位の向上を図り、ひいては側面から連合会の発展に寄与することが適当である。	
6. 対象の妥当性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	当該事業は技能士の社会的地位向上を図る上で、組織化が必要であるという認識で行ってきた。組織化が進み、ある程度の実績が上がったことから、「技能検定制度の推進事業」と一体化して、技能士の増加と制度の社会的認知度を高めることで、間接的に連合会の発展も図れる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	各職種の技能士会の結成を促し、技能士会連合会の会員数の増加を図ることにより、沖縄県職業能力促進展等各種事業を展開し、技能士の活動を一般県民に紹介することができて、技能士の社会的地位の向上が図られた。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定 根拠	当該団体に対する補助金等の交付はこれまでにないが、連合会への加盟技能士会は減少又は横ばい傾向にある。しかし、各技能士会の活動は技能競技大会への参加等、活発になっている。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	当該団体に対する補助金等の交付はこれまでにないが、連合会への加盟技能士会は減少又は横ばい傾向にある。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	当該団体に対する補助金等の交付は、これまでにない。
----------	---------------------------

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定 根拠	運営等に関する指導は、関係者等に直接指導するのが適切であり、O A 化することはできない。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	C
	3. 役割分担	(1) 官民	C
		(2) 県市町村	-
	4. 民間委託の可能性		-
5. 事務事業の選択		B	
有効性	6. 対象の妥当性		-
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
10. O A 化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
4	3	3			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的な方向性
		4

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的な方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定 根拠	当初は技能士の社会的地位の向上を図るために県が組織化を推進し、指導してきたが、当初目的である「技能士の組織化」はある程度の実績があがっている。また、各技能士会を会員とする連合会も設立から20年近く経ち、自主的な活動が可能となった。 組織の拡大・発展は連合会の自助努力により可能な時期にきており、「技能検定制度の推進事業」と統合して、下部会員である技能士の増加・技能士制度の認知・技能士の社会的地位の向上を図り、ひいては側面から連合会の発展に寄与することが適当である。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-01-08

事業名	職業能力開発校実施指導事務	事業番号	08	課係名	雇用労政課 能力開発班	係番号	01
-----	---------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県立職業能力開発校。</p> <p>(2) 現状 具志川職業能力開発校、浦添職業能力開発校でそれぞれに訓練カリキュラムを組み訓練を行っているが、時代のニーズ、社会のニーズにあった訓練を効果的に行うために、両校の訓練科の見直しや施設・整備にかかる予算要求や予算執行等について、調整・助言を行う必要がある。</p> <p>(3) 方法 訓練実施に伴う予算や指導員等の確保、施設、機器の整備計画等について調整・助言を行う。</p> <p>(4) 目標 地域社会の求人ニーズに対応した、就職に結びつく職業訓練を実施すること。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 国及び都道府県は、職業能力開発促進法により労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業訓練施設を設置して、職業訓練を行うものと定められている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県は(1)により県立能力開発校を設置したので、その設置目的を達成するために効果的な職業訓練が行われるよう、能力開発校に対して調整・助言を行う必要がある。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.70</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名:</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.30	0.70	0.80	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.30	0.70	0.80	0.80												
<p>2. 事業の必要性 県立校で実施されている職業訓練のほとんどは国から補助を受けており、訓練や施設・整備に係る予算要求について調整・助言を行う必要がある。また、2校体制であるため、県として効果的な訓練を行うためにも、2校の運営方法を所管課でも調整する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期: -</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 計画の実施</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度実績 普通課程 修了者 120人 短期課程 修了者 519人 計 639人</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 県立職業能力開発校の今後3年間の実施計画 普通課程 修了者 400人 短期課程 修了者 1,400人 計 1,800人</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 就職状況</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成17年度就職状況 普通課程 就職者数 97人 就職率 81.5% 短期課程 就職者数 340人 就職率 74.7% 計 437人 69.3%</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 今後3年間(H20まで)の就職状況 普通課程 就職者数 360人 就職率 90.0% 短期課程 就職者数 1,064人 就職率 76.0% 計 1,424人 79.1%</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 能力開発班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 能力開発班	
課番号	062209	係番号	01	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-01-08				
事務事業名	職業能力開発校実施指導事務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	040402	計画名	職業安定計画		
			政策目標	職業能力の開発と人材育成		
			施策	公共職業能力開発施設等における職業能力開発の充実		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	計画の実施数					
成果指標名又は成果の内容(A')	就職状況					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	748.00	669.00	668.00	/	0.00
成果指標A'	%	74.80	75.30	72.10	/	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	/
	人工数D	0.30	0.70	0.80	0.80	/
	人件費E	1,989	4,508	5,152	5,136	/
	合計C+E=F	1,989	4,508	5,152	5,136	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	職業訓練修了後の就職に結びついている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	若年者の失業率が高い本県では、産業界のニーズに応える人材を育成し、就職に結びつく職業訓練が求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	都道府県が公共職業能力開発施設を設置することは職業能力開発促進法で定められ、本県と同様に実施している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 -
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) :-		
判定根拠	沖縄県職業能力開発校は県立であり、当該開発校が有効な職業訓練を行うように指導するのは所管課の業務である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 -
(判定内容) :-		
判定根拠	職業能力開発校は市町村が設置することもできるが、浦添・具志川の両職業能力開発校は県立であり、当該開発校が有効な職業訓練を行うように運営を指導するのは所管課の業務である。国は職業能力開発大学の運営を指導している。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	沖縄県職業能力開発校は県立であり、当該開発校が有効な職業訓練を行うように指導するのは所管課の業務である。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定根拠	官が設置する職業能力開発施設には、県内に国が設置する沖縄県職業能力開発大学校があり、県立の職業能力開発施設と類似の事業を行っている。その指導は国が行っている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	職業能力開発校を設置する目的は、新規学卒者や離転職者を対象に就職に必要な技能・知識を習得させ、就業に結びつけることである。 能力開発校において、社会のニーズにあった訓練を効果的に行い、就業率を高めるためには、訓練科の見直しや施設・整備にかかる予算要求や予算執行について、所管課において調整・助言を行い、能力開発校の設置目的を実現させる必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	所管課で企業ニーズや若年労働者の就業に掛かる情報を収集し、能開校の運営に反映させることにより、訓練科の見直し、カリキュラムの見直し等を行って効果的な訓練を行っている。 その結果、職業訓練修了後に就職に結びついている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で成果は横ばい。 判定 A2

判定 根拠	予算は減ってきているが、成果はほぼ横ばいである。
----------	--------------------------

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で結果は横ばい。 判定 A2

判定 根拠	予算は減ってきているが、成果はほぼ横ばいである。
----------	--------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	職業能力開発校の運営は、国の交付金を受けて実施しており、国の交付金算定根拠として、本県の雇用労働者数、学卒就職者数、訓練整数を基準に算定され、それに対する県の負担分として実施している。能力開発校の指導等行う所管課の職員の人件費については県が負担することが妥当である。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	一部O A化されている。
----------	--------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	-
		(2) 県市町村	-
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		C	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A2
		(2) 対結果	A2
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		D	

合計	A	B	C	D	E
6	3	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	雇用状況が厳しい中、今後とも新規学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練を実施し、就職を支援する必要がある。限られた予算のなかで、より効果的な訓練を行うためにも、両校の調整や運営に関する所管課の指導が必要である。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-01-10

事業名	女性就業センター指導事務	事業番号	10	課係名	雇用労政課 能力開発班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 女性の求職者</p> <p>(2) 現状 男女雇用均等法施行後、他府県では当該事業を廃止する方向にあるが、本県は女性の就業率が低く、母子世帯数が他府県に比べて多いことや、均等法の目的が十分に達成されていない状況にあることから、女性に特化した就業援助が必要である。</p> <p>(3) 方法 就業に関する広範な相談及び情報提供を行うとともに、就業に必要な技術講習の実施を行う。</p> <p>(4) 目標 女性の就業向上、女性の就業機会の拡充強化を目標とする。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 行政が推進している男女共同参画社会の実現のためには、女性の就業機会の拡充強化をする必要があるため。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県でも、「男女共同参画社会の実現を目指す沖縄県行動計画」を推進しており、女性の就業率向上のため、事業を実施する必要があるため。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>20,272</td> <td>19,699</td> <td>18,349</td> <td>13,442</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.30</td> <td>3.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：女性就業援助事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	20,272	19,699	18,349	13,442	人工数	0.25	0.25	0.30	3.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	20,272	19,699	18,349	13,442												
人工数	0.25	0.25	0.30	3.00												
<p>2. 事業の必要性 本県は、女性の就業率が低く、また母子世帯数が他府県に比べ多いことから、未だ女性の就業については支援が必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：-</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 就業相談 技術講習</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度相談件数 5,061件 技術講習 5科目 15コース実施 修了者数 294人</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 平成18年女性就業援助センターを労政事務所と統合して労政・女性就業センターとし、かい指定を廃止して本課づけとした。 講習科目の見直しを行いつつ、時代のニーズに応じた講習を行い、女性の就業率の向上を図る。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 就職状況</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成17年度就職率 67.9%(H18.5月24日時点)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 就職率 70.0%</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 能力開発班				
評価責任者	雇用労政課			担当者能力開発班	
課番号	062209	係番号	01	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-01-10				
事務事業名	女性就業センター指導事務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	就業相談					
成果指標名又は成果の内容(A')	就業状況					
活動指標名又は活動の内容(B)	技術講習					
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	4,852.00	4,969.00	5,061.00	/	5,100.00
成果指標A'	%	72.30	65.00	67.90	/	70.00
活動指標B	人	278.00	304.00	294.00	/	300.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	20,272	19,689	18,349	13,442	/
	人工数D	0.25	0.25	0.30	3.00	/
	人件費E	1,657.50	1,610	1,932	19,260	/
	合計C+E=F	21,929.50	21,299	20,281	32,702	/

女性就業援助センターは、平成18年度から、労政事務所と統合し本課付(班)とり、本事業は指導事務ではなくなった。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 A
(判定内容) A. 満足している。	
判定 根拠	本県の女性の就業率は低く、また母子世帯数が他府県に比べて多いため、就業に関する相談や就業に必要な技術講習を実施することが女性の就業に結びついている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B. 横ばい	
判定 根拠	就業相談は横ばい状況であるが、技術講習の応募者はまだまだ多い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	他県では同事業は他の機関と統合するなどして事業を存続し、何らかの形で機能を維持している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	行政が推進している男女共同参画社会の実現のためには、女性の就業機会を拡充強化する必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	女性の就業支援については、県内全地域を対象として実施する必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	女性の就職相談、技術講習を行い就職に結びつけることが目的で、就業相談については生活相談を含むことも多く、個人情報の保護の観点から県の直接実施が適当である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	国の事業として「母子家庭の母等」を対象とした事業があるが、当該事業を「母子手当」の受給が条件となっており、対象が限られている。 条件を付さずに、女性のみを対象とした事業は国の機関でも行われておらず他にはない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	技術講習修了者の就職につながっており、訓練期間が短いにもかかわらず、就職率も68%とある程度の水準にある。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	技術講習の期間は約1月間の実施であるが、就職率は相対的に高い。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠 予算額は減少しているが、就職率はほぼ横ばいである。

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠 予算額は減少しているが、相談件数及び講習受講者数はほぼ横ばいである。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 同事業は、平成13年度まで国の補助事業であったが、平成14年度から県単独事業で実施してきた。同事業に対する需要は、事業実施に伴う成果もあり妥当である。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠 一部はO A化している。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	D

合計	A	B	C	D	E
	6	5	1	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 平成18年度に労政事務所と統合し、本課付(班)となったことで、投入資源は平成17年度に比して減少した。離婚率が高く、また県民所得が低いわりに女性の就業率も低い本県の現状では、事業としては労政事務所が行っていた労働関連の相談業務も含めて、必要な事業である。今後は投入資源は平成18年並みに維持し、成果を向上させたい。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-01-16

事業名	沖縄産業開発青年協会事業の指導、助成	事業番号	16	課係名	雇用労政課 能力開発班	係番号	01
-----	--------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 青少年</p> <p>(2) 現状 若年労働者の失業率が他県と比較して高く、雇用率の改善が求められている。また不登校や就業意識の低下など、若者に係る諸問題が顕著化している。</p> <p>(3) 方法 沖縄産業開発青年協会は、有能な建設機械等の技術・技能を持つ若者の養成及び青少年の健全育成を図り、もって県経済の発展に寄与することを目的とする団体である。機械技術訓練、車両系建設機械運転技能講習等の職業訓練を実施することにより、産業界が必要とする人材の育成・確保を図るとともに、規則正しい集団生活を通して、若者の社会人としての自</p> <p>(4) 目標 若年技術労働者の人材育成、青少年の健全育成を図り、若者の雇用の促進につなげる。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 助成 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 青年隊では、青年技術者の養成と青少年の健全育成を図り、県経済の発展に寄与することを目的に、技術訓練事業等を実施している。青年隊の実施する事業は本県産業界の必要とする青少年技術者の養成に資するものであり、県の職業能力開発行政、雇用促進行政等、諸施策の円滑な実施を図る上でも支援が必要である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>28,000</td> <td>20,000</td> <td>16,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.30</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 産業開発青年協会補助事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	28,000	20,000	16,000	10,000	人工数	0.25	0.25	0.30	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	28,000	20,000	16,000	10,000												
人工数	0.25	0.25	0.30	0.10												
<p>2. 事業の必要性 本県の若年労働者の失業率は他県と比較して高く、雇用率の改善が求められていること、不登校や就業意識の低下など、自立できない若者が増加していること、また建設業界では技術労働者が必要とされていることから、若者の社会人としての自覚を促し、若年技術労働者の人材育成及び雇用の促進を図る必要がある。沖縄産業開発青年協会(以下「青年隊」)は、東村の施設で規律正しい集団生活をしながら、技術・技能の習得を目指して訓練を行って</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 青年隊修了者数と一般技能講習者数</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 127人(青年隊修了者数-平成17年度実績数) 375人(一般技能講習者数-平成17年度実績数)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 青年隊への財政的援助は、青年隊の自立計画に基づき、平成19年度に400万円に減額すると共に、平成19年度を終期設定していたが、自立計画は当初計画どおりに進んでいない。青年隊の社会的役割、その事業の有用性に鑑み、平成20年度以降も当分の間19年度と同額の財政援助を行う。また、青年隊は以下の目標を達成するように努める。 ・青年隊修了者数を年間160名とすることを目指す。 ・一般技能講習者数を年間500人とすることを目指す。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 就職者数(青年隊)</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 85人(青年隊就職者数-平成16年度実績数) 修了者の就職率: 75%(H17.3現在)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 青年隊が安定した事業運営を行い、修了者の就職率を80%まで引き上げる。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 能力開発班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 職業能力班	
課番号	062209	係番号	01	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-01-16
事務事業名	沖縄産業開発青年協会事業の指導、助成
歳出事業コード(1)	事業区分
歳出事業名(1)	
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画施策体系コード	主コード	040403	計画名	職業安定計画
			政策目標	職業能力の開発と人材育成
			施策	多様な教育訓練資源を活用した職業能力開発の拡充
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		
	再掲コード	計画名		
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	青年隊修了者数					
成果指標名又は成果の内容(A')	青年隊就職者数					
活動指標名又は活動の内容(B)	一般技能講習者数					
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	164.00	164.00	137.00	\	240.00
成果指標A'	人	103.00	66.00	85.00	\	700.00
活動指標B	人	456.00	417.00	352.00	\	136.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	\	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	28,000	20,000	16,000	10,000	\
	人工数D	0.25	0.25	0.30	0.10	\
	人件費E	1,657.50	1,610	1,932	642	\
	合計C+E=F	29,657.50	21,610	17,932	10,642	\

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B：概ね満足している。	
判定根拠	少子化等の影響により、青年隊員の対象者(32歳までの男子(昨年までは27歳))も減少しているにもかかわらず、青年隊修了者数は維持されていることから、青年隊訓練は一般県民に評価されている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A：増加傾向	
判定根拠	青年隊の果たす役割は、職業能力開発のみならず、青少年の健全育成にも貢献している。不登校・就業意識の低下等、若年者に掛かる諸問題が顕著化している現状では、青年隊への県民ニーズは増加傾向にあると思われる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定根拠	青年隊訓練が実施されている九州他県（熊本、宮崎）の訓練内容は土木関連のみであるが、当該団体が実施する青年隊訓練の内容は、農業及び畜産分野と幅広く、単純に比較することは困難である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	昭和30年に設立され、県が認可している社団法人であり、また、設立当初から県が補助金を交付して、財政的支援をしていることから、県が指導を行うことが妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	上記と同様。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	県は設立当初から、当該団体が実施する技術訓練事業等に対する指導及び助成を行っており、県が指導を行うことが妥当である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	当該団体と同様の機能を持つ機関が本県になく、類似する事務事業もない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	本県産業界の必要とする青年技術者の人材育成のために、社団法人沖縄産業開発青年協会が実施する技術訓練等に対して補助を行っており、青年隊員の対象者を32歳までの男子としていることは目標達成のため適当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	青年隊員の就職者数は85人（75%）（平成17年度3月現在）であり、本県産業界の必要とする青年技術者の人材育成に貢献している。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定 根拠	当該団体に対する補助金は、行革大綱に基づき年々減少している。 青年隊修了者の就職率はほぼ横ばいである。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	当該団体に対する補助金は、行革大綱に基づき年々減少している。 青年隊修了者の就職率はほぼ横ばいである。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	当該団体が作成した「経営健全化計画」に基づき、平成19年度まで毎年補助金を低減することとしており、現行の県の負担は妥当である。 平成20年度以降も平成19年度の水準で維持することが適当である。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	当該団体の指導・助成は、直接関係者等に対して行うのが適切であり、事業の性質上O A化することは困難である。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
8	4				

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 2

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定 根拠	行革大綱に基づき、運営状況を鑑みたくて、補助金の額を平成19年度まで見直している。 少子化等の影響で、運営の基盤である青年隊修了者数の増加が困難であるが、今後も当該団体に対する指導を行い成果の維持に努める。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-02-04

事業名	若年者総合雇用支援事業	事業番号	04	課係名	雇用労政課 雇用企画推進班	係番号	02
-----	-------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 学生等及び若年未就職者</p> <p>(2) 現状 本県の若年者の雇用問題は、新規学卒者の就職内定率の低さ、県内雇用機会不足による本土への短期・季節就業等不安定就業により生ずるスキル、キャリア形成の欠如によるものが大きい。</p> <p>(3) 方法 平成13年度に若年者の雇用対策のための調査を行い、平成14年度はキャリア形成支援、就職活動支援、資格取得支援を行うシステム等の整備を図った。平成15年度に若年者の総合的な雇用支援を行う沖縄キャリアセンターを設置し諸事業を展開している。</p> <p>(4) 目標 沖縄県の若年者が県内外の企業等が求める「人材」として育成され、「人材」の供給拠点となることにより、若年者の雇用状況の構造的な転換が図られ、慢性的な若年者の高失業率の改善に資する。</p> <p>2. 事業の必要性 本県の若年者の雇用を取り巻く環境を抜本的に改善するためには、若年者が失業者としてではなく、県内外の企業が求める人材として育成され、人材の供給拠点となることにより、雇用情勢の構造的な転換を図る必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成13年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 本県の雇用対策は県政上の重要課題であり、とりわけ若年者の就職促進対策はその中心を占めるものである。このことから、若年者の総合的な雇用支援は行政が実施すべき施策である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 本県の雇用問題は、他府県にない構造的な要因を含んでおり、全国一律の施策では解決が困難で、地域の実情に即した施策展開が必要であることから、県独自の施策として実施する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>118,394</td> <td>108,390</td> <td>116,563</td> <td>121,418</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：若年者総合雇用支援事業 県外就職啓発促進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	118,394	108,390	116,563	121,418	人工数	1.20	1.20	2.10	2.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	118,394	108,390	116,563	121,418												
人工数	1.20	1.20	2.10	2.10												

<p>(1) 何を (手段・活動指標) 若年者総合雇用支援</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績 8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標) 大学生等を含む若年者に対して、キャリア形成等人材育成から就職までを一貫して支援する事業を行っている。 4つの支援 キャリア形成支援 スキルアップ支援 就職活動支援 就職支援 平成17年度は45,784人の若年者が沖縄県キャリアセンターを活用した。</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) 大学生等を含む若年者に対して、キャリア形成等人材育成から就職までを一貫して支援する事業を沖縄県キャリアセンターにおいて月平均約2500人の活用者数を目標とする。</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) 若年者の雇用情勢を改善する。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標) 平成17年度における県内新規学卒者の就職内定率が、各校種において前年に比べて改善した。 大学：64.9% (H16) 70.0% (H17) 短大：79.8% (H16) 94.7% (H17) 専修：84.5% (H16) 86.0% (H17)</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 学生を含む若年者の就職の支援、失業率の改善を図る。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 雇用企画推進班				
評価責任者	雇用労政課		担当者 雇用企画推進班		
課番号	062209	係番号	02	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-02-04				
事務事業名	若年者総合雇用支援事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 実施体系 コード	主コード	040303	計画名	職業安定計画		
			政策目標	若年労働者の雇用促進		
			施策	若年求職者の就職支援		
	再掲コード	040302	計画名	職業安定計画		
			政策目標	若年労働者の雇用促進		
			施策	大学生等新規学卒者の就職支援		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	沖縄県キャリアセンターの利用者数						
成果指標名又は成果の内容(A')	若年者の失業率の改善						
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	5,748.00	19,567.00	45,784.00	/	45,784.00	
成果指標A'	%	13.20	13.20	13.20	/	0.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	118,394	108,390	116,563	121,418	/	
	人工数D	1.20	1.20	2.10	2.10	/	
	人件費E	7,956	7,728	13,524	13,482	/	
	合計C+E=F	126,350	116,118	130,087	134,900	/	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	若年者のキャリア形成支援から就職支援までを総合的に支援する沖縄キャリアセンターにおいて諸事業を展開している。キャリアカウンセリングや就職セミナーを受講した若年者からは就職にたいへん役だったとの報告がある。また、事業実施後のアンケートでの満足度も100%に近く、高い評価を受けている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	全国的に長引く景気低迷等による雇用不安があり、雇用支援・人材育成事業のニーズは高い。特に若年者の対策は大学等からニーズも多くなっている。キャリアセンターの利用者も平成15年6月のオープン以来上昇傾向にあり、平成17年度の月平均では約46,000名の利用があった。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	本県は若年対策については全国に先駆けて諸事業を展開している。平成16年度からは厚生労働省から若年者地域連携事業、経済産業省から地域産業活性化人材育成事業がキャリアセンターに委託されるなど若年対策が強化されている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	本県の雇用対策は県政上の重要課題であり、とりわけ若年者の就職促進対策はその中心を占めるものである。このことから、若年者の総合的な雇用支援は行政が実施すべき施策である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	本県の雇用問題は、他府県にない構造的な要因を含んでおり、全国一律の施策では解決が困難で、地域の実情に即した施策展開が必要であることから、県独自の施策として実施する必要がある。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	本県の雇用対策は県政上の重要課題であり、とりわけ若年者の就職促進対策はその中心を占めるものである。このことから、若年者の総合的な雇用支援は行政が実施すべき施策である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	若年者の職業観の形成から就職までを一貫して支援する事業で、全国でも初の事業である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	本県の雇用対策は県政上の重要課題であり、とりわけ若年者の就職促進対策はその中心を占めるものである。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	キャリアセンターで若年者の総合的な就職支援のための事業を実施することにより、若年者の就業意識、スキルの向上等が図られ、若年者の雇用情勢が改善される。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠	平成14年度から若年者総合雇用支援システムを構築し、平成15年度から事業を実施している。平成16年度からは県単独事業に加え、厚生労働省、経済産業省から若年対策の委託事業を受託した。平成17年度の新規事業としては沖縄県教育委員会と連携し、高校生インターンシップにかかる受入企業開拓事業を展開して若年者の雇用情勢を改善する。
------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠	平成16年度からは県単独事業に加え、厚生労働省、経済産業省から若年対策の事業を実施し、平成17年度からは沖縄県教育委員会との連携による就業体験受入企業開拓事業を、また内閣府特別調整費を活用した県外就職啓発促進体制構築事業を展開していくので、利用者数の増加が見込まれる。
------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	県の行政事務である。
------	------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	学生等を含む若年者を対象とした事業である。
------	-----------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
	8	4	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性
		1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠	本県の雇用失業情勢は、就職機会の拡大が図られてきたものの、労働力人口の伸びに十分に対応できていない状況が見られ、平成16年の完全失業率が7.6%、平成17年が7.9%と高い状況にある。特に若年者の失業者数が全体の4割を占めている。平成15年に開設したキャリアセンターにおいて、若年者の職業観の形勢から就職までを一貫して支援する事業を強力に展開していく必要がある。
------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-02-08

事業名	雇用支援制度活用相談	事業番号	08	課係名	雇用労政課 雇用企画推進班	係番号	02
-----	------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 事業主及び新規創業を目指す者</p> <p>(2) 現状 事業主の99%を占める中小企業においては、雇用支援制度を知る機会が少ない。</p> <p>(3) 方法 雇用支援制度を所管する沖縄労働局や国の外郭団体及び融資制度を所管する機関が一堂に会し、制度説明及び個別相談会を実施する。</p> <p>(4) 目標 長引く経済不況と、厳しい雇用失業情勢下において、本県の全事業主の99%を占める中小企業を支援する各種助成・融資制度の周知を図ることにより、起業化や異業種進出を促し、雇用の場の創出の拡大を図る。</p> <p>2. 事業の必要性 長引く経済不況と、厳しい雇用失業情勢下における雇用環境の改善を図るため、本県の全事業主の99%を占める中小企業を支援する各種助成・融資制度の周知を行うことが必要である。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成8年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 当該制度説明・相談会は各行政機関が実施している制度を県民の視点に立って、同一会場において実施するものであり、民には馴染まない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 雇用失業情勢の改善及び良好な雇用環境の創出に向け、県が行う各種制度のみならず、他機関における制度についても周知、活用促進を図るためどこがやるのかを論ずるのではなく、情報提供の場を創出することが急務である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,782</td> <td>3,954</td> <td>3,337</td> <td>2,970</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.09</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：雇用支援制度活用促進事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,782	3,954	3,337	2,970	人工数	0.09	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,782	3,954	3,337	2,970												
人工数	0.09	0.10	0.10	0.10												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 雇用支援制度活用・相談会への参加事業所数</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標)</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度：県下5地区で相談会の実施 参加事業所：277事業所(302名) 相談件数：74件</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 関係機関の有する雇用支援制度に関する各種助成金の説明及び個別相談の実施により制度の周知が図られた。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 毎年県下5地区で相談・説明会を開催予定 毎年500～600事業所に対して実施予定</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 支援制度の周知により、失業者の雇用が図られる。</p>
---	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 雇用企画推進班				
評価責任者	雇用労政課		担当者 雇用企画推進班		
課番号	062209	係番号	02	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-02-08				
事務事業名	雇用支援制度活用相談				
歳出事業コード(1)	191004016	事業区分	C		
歳出事業名(1)	雇用支援制度活用促進事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	040103	計画名	職業安定計画		
			政策目標	雇用機会の創出・拡大と求職者支援		
			施策	雇用支援制度の活用促進		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	雇用支援制度活用・相談会への参加事業所数					
成果指標名又は成果の内容(A')	雇用支援制度活用・相談会の相談件数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	事業所	373.00	303.00	277.00	400.00	400.00
成果指標A'		72.00	83.00	74.00	100.00	100.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	3,782	3,954	2,750	2,970	3,612
	人工数D	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10
	人件費E	596.70	644	644	642	642
	合計C+E=F	4,378.70	4,598	3,394	3,612	3,612

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	多種多様な雇用助成金制度は、県民にとってわかりやすく、この雇用支援制度活用・相談会の開催を通じて、県民に助成金の周知を図るものである。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	長引く経済不況と、依然厳しい雇用失業情勢下において、本県の全事業所の大半を占める中小企業を支援する各種助成・融資制度の周知を図ることは、県民ニーズは極めて高いといえる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他府県と同規模の実施である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	国及び都道府県が各種助成金を取り扱っているため、当該事業の周知・活用促進を行うのは当然、官にしかできない事業である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	当該事業実施にあたり、沖縄労働局及びその他関係機関、並びに沖縄県経営金融課に参加してもらい、事業主への説明、事業主からの相談を受けてもらっている。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	取り扱う助成金事業は法令を根拠に実施しているため、県が直接実施することが妥当である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	県における助成金制度の窓口が雇用労政課になっているので、他との類似事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県下5箇所（南部、中部、北部、宮古、八重山）で実施している。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	平成17年度は雇用支援制度について74件の相談があった。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定根拠
 平成17年度は、2,750千円の費用投下により、277事業所の参加、302人の来所者数があった。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 平成17年度は雇用支援制度について74件の相談があった。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 県が中心に実施しているため、県の負担は応分と言える。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 相談会であるため、O A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
効率性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	4	6	3		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 各種助成金制度の活用を促進し、就業の場の拡大を図ることで、少ない費用での行政サービスを効率的に実施し、投下資源を現状並としながら、より成果を向上させる事業とする。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-02-10

事業名	県外就職の支援	事業番号	10	課係名	雇用労政課 雇用企画推進班	係番号	02
-----	---------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 県外就職者</p> <p>(2) 現状 ・県外就職者の職場定着率が悪い。 ・県外就職者に出稼労働者の占める割合が高い。</p> <p>(3) 方法 県外事務所（東京・大阪・名古屋）に県外求人開拓推進員を配置し、県外における求人等の開拓、県外就職者の定着指導、県外で働く本県出身者に対する支援（相談）等を行う。</p> <p>(4) 目標 県外就職者の定着に資する。 出稼労働者の安定した就労を確保する。</p> <p>2. 事業の必要性 厳しい雇用情勢の下、県内の就業機会が不足していることから、当面県外就職を促進する必要があり、また県外就職者の短期離職を防止する必要がある。 また、出稼労働者の就労を巡る様々な問題に対処するため、適切な相談指導等を行うことにより、出稼労働者の安定した就労を確保する必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 国庫 国庫補助率：(50)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 県内の雇用、失業情勢を鑑み、雇用の推進及び安定を図る必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 雇用対策は地域のニーズや実情の応じ県が積極的に関与する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>26,568</td> <td>24,564</td> <td>12,090</td> <td>15,370</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.16</td> <td>0.16</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：県外就職対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	26,568	24,564	12,090	15,370	人工数	0.16	0.16	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	26,568	24,564	12,090	15,370												
人工数	0.16	0.16	0.20	0.20												

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 県外求人開拓推進員の配置、連絡会議等の開催</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 平成17年度実績 県外求人開拓推進員 事業所等訪問件数：696件、定着指導件数：371人</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 県内の雇用・失業情勢を鑑み、雇用の推進及び安定を図る必要がある。 年間事業所訪問予定件数（相談員1人当たり）：100件/人・年 年間定着指導件数（相談員1人当たり）：200件/人・年</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 短期離職者の防止、出稼労働者の現状と問題点の把握</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 県外就職の促進及び県外就職者の短期離職防止が図られた。 平成14年3月卒（1年後の離職率） 新規高卒者の県外就職者：34.5% 新規高卒者の県内就職者：37.8%（全国平均：26.2%）</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 雇用対策は地域のニーズや実情の応じ県が積極的に関与する必要がある。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 雇用企画推進班				
評価責任者	雇用労政課		担当者 雇用企画推進班		
課番号	062209	係番号	02	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-02-10				
事務事業名	県外就職の支援				
歳出事業コード(1)	191004003	事業区分	A		
歳出事業名(1)	県外就職対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	040301	計画名	職業安定計画		
			政策目標	若年労働者の雇用促進		
			施策	高校新規学卒者の就職支援		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	事業所訪問件数					
成果指標名又は成果の内容(A')	新規高卒者の離職率					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	654.00	583.00	696.00	/	0.00
成果指標A'	%	0.00	0.00	0.00	/	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	26,568	24,564	12,090	15,370	/
	人工数D	0.16	0.16	0.20	0.20	/
	人件費E	1,060.80	1,030.40	1,288	1,284	/
	合計C+E=F	27,628.80	25,594.40	13,378	16,654	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い (判定内容) B: 概ね満足している。	判定 B
判定 根拠	県外求人開拓推進員等の配置により、県外の求人開拓、県外就職者の職場定着が図られた。
(2) 県民ニーズの動向 (判定内容) B: 横ばい	
判定 根拠	県内の雇用情勢は依然厳しく、今後とも県外就職を促進する必要がある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県においても、県外就職にかかる嘱託員等を配置している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めることとされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	上記(1)に同じ	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	上記(1)に同じ	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	同様な事業は他にない	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県外企業、県外就職者等を対象とするものである。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	嘱託員が県外企業を訪問することにより、求人開拓と職場定着指導が図られる	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	新規高卒者の定着率は前年とほぼ同数である
----------	----------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	企業訪問件数、定着指導件数等は前年とほぼ同数である。
----------	----------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A：妥当である。

判定 根拠	県外の求人開拓、定着指導に必要な人員である
----------	-----------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	求人開拓等は、実際に相手先を訪問する必要があり、O A化は困難である
----------	------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	B	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
	(2) 県市町村		B	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C	
		(2) 対結果	C	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
5	6	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	2

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的方向性)：2：投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	本県は、県内労働市場が狭隘であることから、当面の施策として県外就職を促進する必要がある。このため、県外就職を促進するための求人開拓推進員を引き続き配置し、事業所訪問、定着指導により県外就職を促進する。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-062209-02-14

事業名	各種相談員の委嘱等	事業番号	14	課係名	雇用労政課 雇用企画推進班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 雇用推進員</p> <p>(2) 現状 厳しい雇用・失業情勢に対処するため、管内公共職業安定所等との連携を図る必要がある。</p> <p>(3) 方法 各種相談員を委嘱し、活用することにより若年者、障害者等の雇用促進を図る。</p> <p>(4) 目標 本県の雇用・失業情勢の改善</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 県内の厳しい雇用情勢を鑑み、就職情報の提供、職業相談等を通して、雇用の安定を図る必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 雇用対策は地域のニーズや実情の応じ県が積極的に関与する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>34,214</td> <td>27,475</td> <td>23,485</td> <td>21,521</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：雇用開発推進事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	34,214	27,475	23,485	21,521	人工数	0.10	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	34,214	27,475	23,485	21,521												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.10												
<p>2. 事業の必要性 失業者が全国平均の約2倍近くで推移し、また若年者の失業率が高いことから、雇用推進員を管内公共職業安定所、(財)雇用開発推進機構等に配置し、職場開拓や職業相談等を行い、若年者等の就職の促進を図る。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 事業所訪問、定着指導、職業相談等を行う。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 雇用推進員の職業相談処理件数 年53, 325件</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 県内の雇用機会の早急な改善が見込まれないことから、今後とも実施していく。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 職業相談や職場開拓が図られた。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 就職の促進や職業相談の充実</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 新規学卒者等若年者の就職促進が図られる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 雇用企画推進班				
評価責任者	雇用労政課		担当者 雇用企画推進班		
課番号	062209	係番号	02	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-02-14				
事務事業名	各種相談員の委嘱等				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	040301	計画名	職業安定計画
			政策目標	若年労働者の雇用促進
			施策	高校新規学卒者の就職支援
	再掲コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード	080405	計画名	福祉保健計画
			政策目標	障害のある人が活動できる環境づくり
			施策	障害者の就業機会の拡大
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	相談所利用件数					
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	0.00	52,828.00	54,260.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	34,206	26,723	23,102	21,521	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	
	人件費E	663	644	644	642	
	合計C+E=F	34,869	27,367	23,746	22,163	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	各種相談員を委嘱し、活用することにより若年者等の雇用促進が図られた。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	本県の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況であり、引き続き就職情報の提供等の就職支援が求められる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県でも同様に配置している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	県内の厳しい雇用失業情勢に鑑み、就職情報の提供、職業相談等を通して、雇用の安定を図る必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	上記(1)に同じ、また、沖縄県内で特に雇用が厳しい、若年者、障害者等の対応を強化するため、配置を強化する必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	上記(1)に同じ	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	当該事業のみである。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	就職の促進や職業相談の充実が図られる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	全国に比べ特に雇用が厳しい沖縄県では、雇用に係る相談員を強化する必要がある。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | D
 (判定内容) D. 費用、成果とも低下傾向。

判定 根拠	地方分権一括法の施行に伴う職業安定行政の国への移行等により、各公共職業安定所に配置される雇用推進員の削減及び委嘱期間の適正化等を実施している。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	地方分権一括法の施行に伴う職業安定行政の国への移行等により、各公共職業安定所に配置される雇用推進員の削減及び委嘱期間の適正化等を実施している。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県が実施すべき事業についての業務であり、県が負担することが妥当である。
----------	-------------------------------------

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	当該事業は、各職業安定所および（財）雇用開発推進機構等に各種相談員を配置し、求職者等への情報提供や相談等を実施するものである。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
4. 民間委託の可能性	B		
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	D
		(2) 対結果	A 2
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
5	7			1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 2

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定 根拠	今後も、県における雇用対策との関連および公共職業安定所における雇用推進員の適正な業務分掌等をふまえながら、本県の雇用情勢の改善に取り組む。
----------	---

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 労政福祉班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 労政福祉班	
課番号	062209	係番号	03	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-03-01				
事務事業名	労働条件等実態調査				
歳出事業コード(1)	192003001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	中小企業労働対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	040503	計画名	職業安定計画		
			政策目標	働きやすい環境づくり		
			施策	安定的な労使関係の形成		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	回答数						
成果指標名又は成果の内容(A')		何らかの形で週休二日制を実施している事業所率					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	件数	629.00	622.00	548.00	/	/	1,000.00
成果指標A'	%	70.90	69.60	66.70	/	/	75.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	/	0.00
投入資源 (単位: 千円)	予決算額C	900	900	900	900	/	/
	人工数D	0.20	0.40	0.40	0.40	/	/
	人件費E	1,326	2,576	2,576	2,568	/	/
	合計C+E=F	2,226	3,476	3,476	3,468	/	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	実態調査の結果を労働行政の基礎資料として、労使関係者・労働関係機関及び一般県民に対して広く公表することにより、健全な労使関係の発展に寄与している。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	実態調査では県内事業所の賃金・労働時間、育児休業制度・メンタルヘルス対策の有無等の多くの労働条件に関するデータが得られその情報を県内に公表することにより県民ニーズに込えている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	各都道府県でも実態調査を行っており、調査項目は全国並みである。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	厚生労働省所管の中小企業福祉補助事業により経費の1/2が補助されていること。また、官の実施によることで民間実施よりも事業所からの回答率が高いこと。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	厚生労働省所管の中小企業福祉補助事業により経費の1/2が補助されていること。また、県内事業所の全て（従業員5人以上）を対象としているため。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	現在、国庫補助額が数十万程度と少額であること及び調査内容が事業所の守秘事項を扱うため、全面的な民営化は難しい。そのため、調査の集計分析のみを民間に委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	労働条件等実態調査は、県の労政担当課の事務事業として、当課のみが行う事務事業である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	従業員規模5人以上の22,000事業所から2,000事業所を選定し調査対象としており、九州各県の同調査と比較しても平均的な数字である。また、調査サンプル抽出法として、全国規模の主要な調査で採用されている「層別2段抽出法」（この調査の場合、最初に産業別で分け、その後事業所規模別に分けて標本の抽出を行う）を採用している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	調査結果を公表することで、労働条件の向上・改善、労働時間の短縮等一定の効果がある。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠
 前年度と同様に対象事業所を2,000事業所としたことで、費用・効果とも横ばいとなった。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 前年度と同様に対象事業所を2,000事業所としたことで、費用・効果とも横ばいとなった。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠
 中小企業福祉補助事業で国の負担割合が決まっている。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 調査の集計等、O A化を要する業務は委託してある。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	5	4	3		1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 当事業の調査結果を広く一般に公表することにより、健全な労使関係の発展寄与している。民間等で類似の調査を例年行っているところはない。当事業の補助割合は1/2であり投入資源としては妥当である。また育児休業の取得率やメンタルヘルス対策の有無等、こまかなデータは当調査でしか調査していない。

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 労政福祉班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 労政福祉班	
課番号	062209	係番号	03	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-03-03				
事務事業名	労使関係総合調査、労働関係調査				
歳出事業コード(1)	192001001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	労働関係調査費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	040503	計画名	職業安定計画		
			政策目標	働きやすい環境づくり		
			施策	安定的な労使関係の形成		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	労使関係総合調査、労働関係調査の実施(調査対象組合数)					
成果指標名又は成果の内容(A')	労働組合の組織率、労働争議の状況把握等(新聞掲載等回数)					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標:H20年度
活動指標A	組合	526.00	535.00	525.00		0.00
成果指標A'	回	0.00	6.00	3.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	1,229	1,269	1,236	1,232	
	人工数D	0.40	0.50	0.30	0.30	
	人件費E	2,652	3,220	1,932	1,926	
	合計C+E=F	3,881	4,489	3,168	3,158	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	労働組合の組合数、組合員数、春闘賃上げ、一時金受結状況等を公表することにより県内の労働情勢を県民に知らせることができた。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	経済・雇用情勢が厳しい中、賃金上げ等受結状況や労働組合等の調査結果についての関心が高まっている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	全国統一調査である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	政治的に中立・公正な立場で調査が実施される必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県の労働行政を推進するうえで、県内の労使関係の実態を把握する必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	調査には、争議の状況、賃金、財務の状況などプライベートな情報が含まれており、外部委託によると調査への協力が得られにくい。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	労働紛争の予防及び解決の促進に必要な調査であり、他に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	労働組合を対象とすることで、労使関係の実態を総合的に把握し、労働行政の基礎資料が得られる。また、国との事務委託契約の中で、対象を労働組合としている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	労使関係総合調査では、労働組合の組織率、組合の実態等が、また労働関係調査では、賃上げ・一時金の妥結額等の把握ができ、その結果を公表することにより県内の労働情勢を県民に知らせることができた。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠
 労使関係総合調査、労働関係調査を通じて、労働組合や労使関係の実態等を把握することで、労働行政の基礎資料が得られるとともに、県民へその結果を公表できた。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 パート、派遣労働者の増加などの就業形態の多様化や、組合の組織率の低下などの情勢を反映して、労働組合の実態、賃上げ等の状況など調査結果への需要は高まっていることから、県民へ県内の労働情勢を公表することで、健全な労使関係の発展が図られている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠
 労働紛争の予防及び解決を促進し、労使関係の健全な発展を図るためには、不可欠な調査であり妥当である。

10. O A化の可能性 判定 B

(判定内容) B: O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。

判定根拠
 報告の方法、集計の方法、O A化できる部分はあるが、かなり費用がかかることが予想され、それに伴う効果は小さいと思われる。また、O A化による情報漏えいのおそれもある。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		B

合計	A	B	C	D	E
	4	7	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 労働行政を推進するうえでの基礎資料となる調査であり、パート、派遣労働者の増加など就業形態が多様化するなか、労働組合の組織率、賃上げ等受給状況、労働争議の状況等を把握するために、必要な事業である。

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 労政福祉班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 労政福祉班	
課番号	062209	係番号	03	電話番号	866-2366
				作成年月日	

事務事業コード	2006-062209-03-10				
事務事業名	ファミリー・サポート・センター設置促進事業				
歳出事業コード(1)	193002004	事業区分	C		
歳出事業名(1)	女性労働者福祉環境整備事業費				
歳出事業コード(2)	193002002	事業区分	D2		
歳出事業名(2)	勤労女性福祉対策事業費				
歳出事業コード(3)	193002006	事業区分	C		
歳出事業名(3)	ファミリー・サポート・センター設立支援事業費				

分野別計画 施策体系 コード	主コード	040502	計画名	職業安定計画			
			政策目標	働きやすい環境づくり			
			施策	男女雇用機会均等法の周知と仕事と家庭の両立支援			
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					
	再掲コード	計画名					
		政策目標					
		施策					

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	ファミリー・サポート・センター設置市町村数					
成果指標名又は成果の内容(A')	女性労働者福祉の向上と雇用の安定					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	箇所	1.00	2.00	4.00	8.00	8.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,248	1,774	1,417	1,724	
	人工数D	0.50	0.50	0.50	0.50	
	人件費E	3,315	3,220	3,220	3,210	
	合計C+E=F	5,563	4,994	4,637	4,934	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 A	
(判定内容) A: 満足している。	
判定 根拠	育児に係るファミリー・サポート・センターは、平成17年度までに県内4箇所で開催されているが、その利用者は特に、安心して仕事に専念できる、育児の不安を解消できる等の声が多く、男女労働者等の仕事と家庭の両立に寄与している。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	ファミリー・サポート・センターへの登録会員数(依頼会員)は日を追うごとに増えており、近隣市町村へも早期に設置してほしいとの声が上がっている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	各都道府県でも、ファミリー・サポート・センターの設置促進、仕事と家庭両立支援及び男女雇用機会均等に係る各種講演会やセミナー等を実施している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	少子化社会対策大綱において、「地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する」とうたわれている。また育児・介護休業法第24条第2項では、仕事と家庭の両立の促進のための必要な措置を講ずることとされており、男女雇用機会均等法第3条では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等を妨げている諸要因の解消を図るため必要な啓発活動を行うこととされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	啓発活動等については、沖縄労働局、その他団体等と連携して行っている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	法令及び国の要綱等で定められているため、民間への委託は難しい。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	ファミリー・サポート・センター設置促進事業等は、本県では当課のみが行う事務事業である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	男女労働者のみならず、子を持つ専業主婦等も対象になっており、妥当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	ファミリー・サポート・センターの設置促進、仕事と家庭両立支援及び男女雇用機会均等の制度等に関する広報、普及啓発は、女性労働者の就業環境の改善に大きく貢献する。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠
 この事業は全体的に一般県民の関心、需要度が高いため、費用は横ばいであるが、成果は上昇している。

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠
 この事業は全体的に一般県民の関心、需要度が高いため、費用は横ばいであるが、結果は上昇している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 ファミリー・サポート・センター設立支援補助金は、市町村の事業費の半分を助成するものである。また仕事と家庭の両立、雇用機会均等などの普及啓発に係る費用は妥当なものとなっている。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠
 県のホームページをさらに活用し、一般県民への広報に努める。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
(2) 県市町村	A		
有効性	4. 民間委託の可能性	A	
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
効率性	9. 県の負担割合	A	
	10. O A化の可能性	D	

合計	A	B	C	D	E
	1 0	2		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	A
具体的方向性	1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠
 ファミリー・サポート・センター設置促進事業等の制度について、今後も働きやすい環境づくりの実現に向けて、広く一般県民及び事業所等に対し、広報、普及啓発等を図っていく。

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 雇用労政課 労政福祉班				
評価責任者	雇用労政課			担当者 労政福祉班	
課番号	062209	係番号	03	電話番号	866-2366
作成年月日					

事務事業コード	2006-062209-03-15				
事務事業名	駐留軍従業員等健康福祉センター事業				
歳出事業コード(1)	194003001	事業区分	B2		
歳出事業名(1)	駐留軍従業員等健康福祉センター費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	040601	計画名	職業安定計画		
			政策目標	駐留軍等労働者の雇用対策の推進		
			施策	駐留軍等労働者の雇用の安定		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	会議室の利用					
成果指標名又は成果の内容(A')	会議室利用件数					
活動指標名又は活動の内容(B)	福利厚生施設の利用					
成果指標名又は成果の内容(B')	福利厚生施設の利用者数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	箇所	2.00	2.00	2.00	0.00	0.00
成果指標A'	件数	355.00	234.00	177.00	0.00	0.00
活動指標B	箇所	3.00	2.00	2.00	0.00	0.00
成果指標B'	人	5,785.00	4,382.00	4,588.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	21,778	21,400	23,129	0	0.00
	人工数D	0.40	0.40	0.50	0.20	0.00
	人件費E	2,652	2,576	3,220	1,284	0.00
	合計C+E=F	24,430	23,976	26,349	1,284	0.00

施設の一一般県民の利用は廃止したが、施設自体は存続し、管理が必要である（取り壊すと補助金返還等莫大な費用が必要になる）。

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	駐留軍労働者等の唯一の福利厚生施設である沖縄県立駐留軍従業員等健康福祉センターは、平成17年度の利用件数4,416件と、駐留軍等労働者の福祉の向上に寄与している。しかし、昭和52年に建設された同施設は老朽化が進み、十分な機能が発揮できない状況にある。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	沖縄県立駐留軍従業員等健康福祉センターの利用状況は、平成14年度は6,140件、平成15年度は4,616件、平成17年度は4,416件となっており、ほぼ横ばいのニーズである。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	一部の他県以外は類似の事務事業がなく、本県だけが実施している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	駐留軍労働者等の福利厚生事業は、労務管理事務を国が行っていることから、国及び県が連携して行う必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	駐留軍労働者等の福利厚生施設である沖縄県立駐留軍従業員等健康福祉センターは県の施設であり、県が管理運営を行う必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	施設の管理を財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターに委託している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	駐留軍労働者等の唯一の福利厚生施設の管理で、類似の事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 B
(判定内容) B. 対象が限定的で、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定 根拠	駐留軍労働者、駐留軍関係離職者及びその家族等を対象としているが、利用率が低下している。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	駐留軍労働者等が福利厚生施設を利用し、福祉の増進が図られた。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠
 委託料及び福利厚生の効果は横ばいである。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠
 委託料及び施設の利用件数も横ばいである。

9. 県の負担割合
 (判定内容) A：妥当である。 判定 | A

判定根拠
 駐留軍労働者等の福利厚生施設として提供しているが、利用者から適正な使用料を徴している。

10. O A化の可能性
 (判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。 判定 | A

判定根拠
 財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターへの管理委託事業であり、O A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		B
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	3	5	4		1

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D
具体的方向性	1

(評価区分)： D：廃止
 (具体的方向性)：1：他の事務事業により代替する（当該事務事業は廃止するが、新規事業を検討する）。

判定根拠
 沖縄県立駐留軍従業員等健康福祉センターは、駐留軍労働者等に対する県内唯一の福利厚生施設であるが、施設の利用状況は年度による増減はあるものの、相対的に横ばいで推移している。また、建設後27年以上が経過し、施設の老朽化による機能の低下及び収支バランスの悪化が生じているため、公の施設としての利用は廃止する。建物は国庫補助金が入っているため取り壊しは不可。今後、利用意向のある部局と所管替え等、財産の処分方法を調整する。